

# たるみず 垂水市は、ここ

## ■垂水市人口

男：7,651人

女：8,856人

計：16,507人

## ■65歳以上高齢化率：

**36.78%**

(平成26年7月末現在住民基本台帳)

## ■垂水市総面積

**162.03**km<sup>2</sup>

(国土交通省国土地理院公表)



# 地区別人口・産業構造

地区	総人口 (人)	世帯総数 (戸)	15歳以上 就業者数 (人) ※	産業3部門								15歳以上 人口(人)
				第一次産業		第二次産業	第三次産業	第一次産業		第二次産業	第三次産業	
				就業者数 (人)	うち農業就 業者数(人)	就業者数 (人)	就業者数 (人)	就業者割合 (%)	うち農業就 業者割合 (%)	就業者割合 (%)	就業者割合 (%)	
しんじょう 新城	1,174	537	455	116	109	91	248	25.5	24.0	20.0	54.5	1,105
くぬぎばる 柘原	1,370	633	560	171	151	117	272	30.5	27.0	20.9	48.6	1,279
たるみず 垂水	8,744	3,634	4,041	546	407	829	2,666	13.5	10.1	20.5	66.0	7,670
みずのうえ 水之上	1,882	790	820	131	103	266	423	16.0	12.6	32.4	51.6	1,676
きょうわ 協和	2,000	859	901	302	138	160	439	33.5	15.3	17.8	48.7	1,809
まつがさき 松ヶ崎	638	301	290	98	60	72	120	33.8	20.7	24.8	41.4	592
うしね 牛根	552	266	225	62	44	73	90	27.6	19.6	32.4	40.0	510
さかい 境	759	381	307	49	8	85	173	16.0	2.6	27.7	56.4	710
おおの 大野	129	69	69	25	21	26	18	36.2	30.4	37.7	26.1	124
計	17,248	7,470	7,685	1,500	1,041	1,719	4,449	19.6	13.6	22.4	58.0	15,475

※15歳以上就業者数計には不明17人を含む

平成22年国勢調査

○垂水市公民館の設置及び管理に関する条例

平成 16 年 12 月 21 日条例第 24 号

**改正**

平成 18 年 3 月 20 日条例第 20 号

平成 18 年 6 月 23 日条例第 33 号

平成 21 年 9 月 18 日条例第 23 号

平成 22 年 12 月 17 日条例第 18 号

平成 26 年 3 月 20 日条例第 9 号

垂水市公民館の設置及び管理に関する条例

(設置)

**第1条** 市民の生活文化の振興及び社会福祉の増進を図るため、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 24 条の規定に基づき、本市に公民館を設置する。

(名称及び位置等)

**第2条** 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象とする区域(以下「対象区域」という。)は、次の表のとおりとする。

名称	位置	対象区域
垂水市中央公民館	垂水市旭町 61 番地2	垂水市全域
垂水地区公民館	垂水市旭町 61 番地2	垂水小学校の区域
境地区公民館	垂水市牛根境 1257 番地1	境小学校の区域
牛根地区公民館	垂水市二川 553 番地1	牛根小学校の区域
松ヶ崎地区公民館	垂水市牛根麓 1139 番地9	松ヶ崎小学校の区域
協和地区公民館	垂水市海潟 18 番地	協和小学校の区域
水之上地区公民館	垂水市本城 1355 番地1	水之上小学校の区域
柊原地区公民館	垂水市柊原 3454 番地	柊原小学校の区域
新城地区公民館	垂水市新城 3452 番地	新城小学校の区域
大野地区公民館	垂水市田神 3688 番地	旧大野小学校の区域
大野地区公民館別館	垂水市田神 3752 番地	垂水市全域

2 垂水市中央公民館は、公民館相互の連絡調整等を行うものとする。

(職員)

**第3条** 公民館に館長を置き、主事及びその他必要な職員を置くことができる。

(以下略。)

各地区の地域振興計画策定年度

- ・平成 21～22 年度 大野地区
- ・平成 23 年度 水之上地区
- ・平成 24 年度 新城地区、牛根地区
- ・平成 25 年度 松ヶ崎地区、柘原地区
- ・平成 26 年度 境地区、海湯地区

島市（桜島）

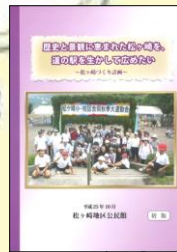
桜島口



■H26年度

きょうわ  
協和

まつがさき  
松ヶ崎



■H25年度

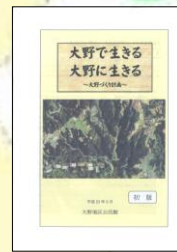
うしね  
牛根



■H24年度

垂  
水  
市

おおの  
大野



■H22年度

たるみず  
垂水

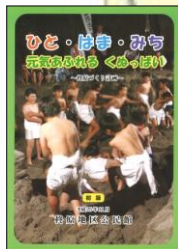
■H27年度予定

みずのうえ  
水之上



■H23年度

くぬぎばる  
柘原



■H25年度

しんじょう  
新城



■H24年度

至鹿屋市

王務島市

さかい  
境



■H26年度

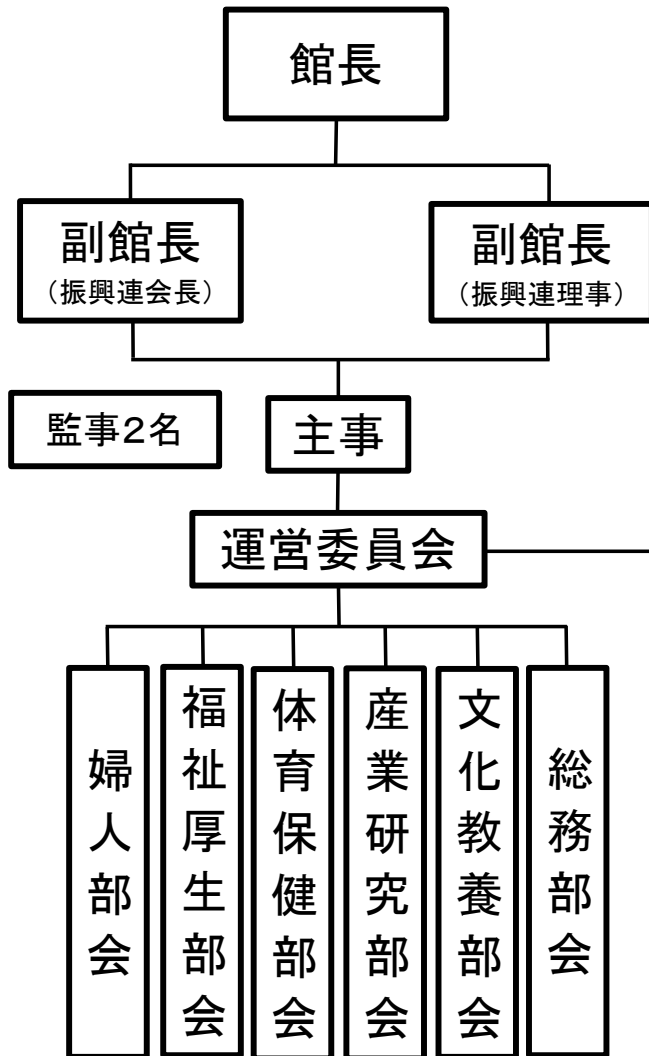
71

220

## 2 わたしたちはすすめます

### 新城地区住民

#### 新城地区公民館



#### 地域の組織・団体

(館則第13条より引用)

地区選出議員  
小学校長  
振興会長  
婦人連絡員  
交通安全部会長  
消防分団長  
消防後援会長  
農業委員代表  
民生委員代表  
郵便局長  
体育指導員  
保育園長  
南駐在所員  
新城支所代表  
学識経験者数名  
長寿連合会会長  
" 副会長

新城自主防災組織  
神貫神社  
老人会  
高齢者学級  
おたけどんの郷  
水・土・里サークル  
新城の風  
新城ボランティア会  
新城文化財少年団  
伝統行事保存会  
新城郷土史研究会

新城ふるさと先生グループ  
新城地区農作業受託組合  
食生活改善推進委員  
大正琴  
趣味の創作講座  
歌謡愛好会  
パソコン教室  
スコップ三味線  
3B体操  
新城小学校PTA  
あぐら会

連携

平成25年度

水之上地区公民館〔三和センター〕

活動目標と努力目標

## 1 方針

地区公民館〔三和センター〕を地域づくりの拠点として、ふるさと水之上に「連帯と生き甲斐を求めて」創造性豊で明るく住みよい明日の水之上を目指すために、次に掲げる目標を積極的に推進する。

## 2 目標

- 1 生涯学習体制の充実を図る
  - (1) 各種団体の学習意欲の高揚
  - (2) 学級講座の開設と充実・発展
- 2 むらづくり運動の充実・前進を図る
- 3 スポーツ活動・文化活動・郷土行事の振興を図る
- 4 校区民全員で青少年の健全育成を図る
- 5 生活環境を明るく美しくする(環境の整備)
- 6 会合への出席率を高め、公民館活動の充実を図る。
- 7 三和づくり計画の推進を図る

**力を合わせ**

**行動を起こそう**

**住みよい水之上を目指して**

### 3 努力目標と事業内容

目 標	事 業 内 容
生涯学習体制の推進	高齢者学級・婦人学級・男性料理教室・大正琴・水墨・囲碁、 各種同好会等の充実(自主講座開設の呼びかけ) 振興会・婦人部等の研修の充実(参加の呼びかけ・内容の充実)
むらづくり運動の推進	生活改善センターの活用と農産物の有効利用 生活改善グループの育成 農産物販売所の設立に向けて努力する むらづくりの推進(水之上地区営農組合の農作業受委託の取り組みの推進)
スポーツ活動 文化活動 郷土行事の振興	校区運動会,育成会球技大会,振興会・婦人部球技大会への積極的参加 ニュースポーツ大会、グラウンドゴルフ大会(長寿会)などの実施と各種 市大会への参加の取り組み 女男河原祭り(文化祭・農業祭)豊年祭り・六月灯 敬老会・合同七草祭等、金婚式のお祝いの検討
青少年の健全育成	青少年健全育成推進会議の充実(大人の積極的な関わり) 子供会・育成会・スポーツ少年団活動の援助 水之上小学校との連携・協力(たるみず学校応援団25年度スタート) 猿ヶ城緑の少年団の育成と援助 青年グ・中・高校生グループの育成(組織作り)と援助(スポーツ・ボランティア) お年寄りと子供(保育園児・児童)とのふれあい行事の実施・充実
生活環境を 明るく美しくする	センター周辺の植栽樹や側溝の管理 センター周辺の清掃、本城川堤防の草払い等環境保全への協力 公害の対策・災害の防止(梅雨前の危険箇所点検) 交通事故の撲滅(高齢者と子供を事故から守ろう)運転マナーの向上(懸垂幕 の活用)、祝祭日の国旗の掲揚 健康検診の受診(早期発見・早期治療の取り組み:保健福祉課と連携) 花いっぱい運動の推進(フラワーロードの推進) 月1回の草払いボランティアの実施:原則として第1日曜日(朝30分間)
出席率を高め、 公民館活動の充実を 図る	それぞれの集落で、代理の出席の体制づくりに取り組む 各種会合への欠席をなくし、公民館全体の活動の充実を図る 無届けの欠席を減らす

# 水之上地区公民館規則

## 第1章 総 則

第 1条 この公民館は水之上地区公民館と称し、事務所を垂水市本城1355番地1に置く。

第 2条 この公民館の運営は公民館規則の定めるところによる。

## 第2章 目的および事業

第 3条 目 的

この公民館は社会教育法第20条の定めにより、住民相互親和のもとに教養、技術の向上、健康、福祉の増進、産業振興及び情操の純化を図り、生活文化の振興に寄与し、明るく豊かな郷土づくりを目指すことを目的とする。

第 4条 事 業

公民館は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 1 地区の自治に関する事項
- 2 住民の健康、福祉に関する事項
- 3 住民の教養の向上に関する事項
- 4 住民の親睦融和を図るための事項
- 5 産業の振興に関する事項
- 6 体育、レクリエーション等の開催
- 7 各種団体機関との連携に関する事項
- 8 その他目的達成に必要な事項

## 第3章 役職 委員

第 5条 公民館に次の役員、職員、委員を置く。

館長 1名、主事 1名、書記 1名、会計 1名、監事 3名  
評議員（別表…1） 運営委員【理事】（別表…2）

第 6条 任 務

館長は公民館の行なう各種事業の企画、立案、運営その他必要な事務を統括する。館長の勤務は随時勤務とする。

主事は館長を補佐し、公民館事業の実施にあたりとともに公民館活動の推進役

となり、館長に事故ある時は職務を代行する。また 主事は館長の定める計画にしたがって月16日程度勤務するものとし、1週間のうち平日の公民館事業等の事務に支障のない1日を休日とする。

書記は館長が委嘱し、館長の命を受けて事務に従事する。

会計は館長が委嘱し、会計事務、公民館の財務保管に従事する。

監事は年1回定期にまたはその他必要に応じセンターの運営状況を監査し、その結果を評議員会(総会)に報告する。

評議員は公民館の予算・規則の改廃を審議するとともに、館長・主事を教育長に推薦し、公民館の運営・事業の実践活動を行う。

運営委員は公民館運営について企画実施にあたる。

#### 第 7条 役職員の選出

館長・主事は運営委員会で選出または推薦により、評議員会の承認を得て教育委員会が委嘱する。

書記・会計・消防後援会長・郷土研究会会長は館長が委嘱する。

監事は運営委員会で選出し評議員会の承認を得る。

#### 第 8条 役員の任期

役員の任期は2年とし再任は妨げない。任期途中で交代した後任者の任期は前任者の残任期間とする。

### 第4章 会 議

#### 第 9条 公民館の会議は次のとおりとする。

- |            |         |
|------------|---------|
| 1 評議員会(総会) | 2 運営委員会 |
| 3 専門部会     | 4 監事会   |

#### 第10条 評議員会(総会)は公民館の最高決議機関とし館長が招集し、半数以上の出席で成立する。

議長は出席者の中から選出する。

運営委員会は館長が招集し半数以上の出席で成立する。

議長は出席者の中から選出する。館長の要請によって監事も出席することができる。但し、総務部会で運営委員会に替えることができる。緊急を要する場合は評議員会にかわって決議し、次の評議員会に報告し承認を得る。

専門部会は部長が招集し半数以上の出席で成立する。

議長は部長があたる。

監事会は代表監事が招集し、定期にまたは臨時に地区公民館並びに予算配分を受ける各団体の監査を実施する。

監査時には、対象団体の長及び会計は必ず立ち会う。

第11条 全ての会議は一般議事法により記録する。

## 第5章 部会構成

第12条 部会の構成は別表3のとおりとする。  
評議員・運営委員はいずれかの部会に属するものとする。  
館長・主事はいずれの部会にも出席する。  
各部には部長副部長を置く。

第13条 第4条の事業を行なうため各部会の任務は次のとおりとする。

### 1 総務部会

- ア 公民館全般の事業の企画推進
- イ 各部・各団体との連絡調整
- ウ 公民館だよりの発行
- エ 他の部に属さない事項

### 2 教養文化部会

- ア 各種学級講座の企画推進
- イ 諸研修会・講演会の企画推進
- ウ 文化活動の推進【文化祭】

### 3 厚生施設部会

- ア 公民館の環境整備
- イ 公害対策
- ウ 奉仕活動の企画推進【グラウンド・堤防の草払い等】

### 4 保健体育部会

- ア 体育行事の企画推進【校区運動会・球技大会等】
- イ 体力づくりの推進
- ウ 健康管理事業の推進【健康相談等】

### 5 産業振興部会

- ア むらづくり運動の推進
- イ むらづくり推進体制の充実【自治公民館組織】
- ウ 生活改善センターの活用と農産物の有効利用

## 第6章 施設の利用

- 第14条 公民館の開館時刻は原則として午前9時、閉館時刻は午後5時とする。但し必要な時は館長が変更することができる。
- 第15条 公民館の休館は毎週水・土・日曜日および祝日とする。但し必要なときは変更することができる。
- 第16条 公民館の施設及び設備などを利用するものは、その3日前までに所定の使用願を館長に提出して許可を受けなければならない、館長は重要かつ異例の使用と認める場合は教育委員会の決済に委める。
- 第17条 公民館を公共以外の用務に使用するものについては、垂水市公民館使用料徴収条例を適用する。
- 第18条 公民館の施設及び備品の使用にあたっては、館長の定める細則に従うものとする。

## 第7章 帳簿・会計簿等

- 第19条 公民館は次の各号に掲げる帳簿を備え、常に適正に整備するものとする。
- 1 規則綴り
  - 4 予算書・決算書
  - 7 備品台帳
  - 9 文書綴り
- 第20条 公民館の運営費は市費・補助金・委託費・寄付金及び各戸の分担金・事業収入その他をもってあてる。
- 第21条 公民館の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第22条 この規則に定めるものの他必要な細則は、館長が運営委員会に諮って定める。
- 付 則 この規則は平成20年4月1日から実施する。  
この規則は平成21年4月1日から改正実施する。  
この規則は平成22年4月1日から改正実施する。

## 第4章 地域づくりの考え方

### 第1節 地域拠点地区の定義

市民生活をする上で大切な地域づくりは、公民館を拠点として活動していくことが望まれています。そのため、地域づくりの拠点を、境・牛根・松ヶ崎・協和・垂水・水之上・大野・柗原・新城とします。

### 第2節 地域振興計画

地域拠点地区においては、それぞれに文化や歴史、社会資源があります。それらを反映した地域の特性をそこに住む住民が理解し、地域の将来をみんなで考えていく必要があります。

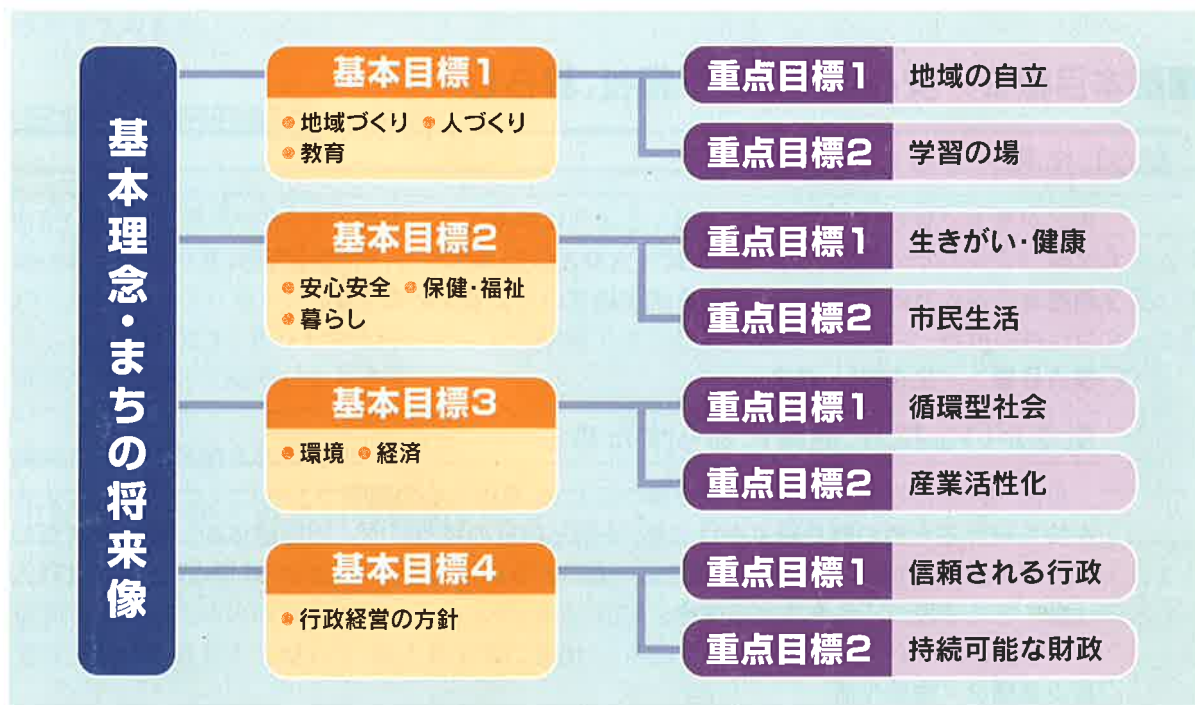
また、それぞれの拠点地域にある特性の理解を深めることによって、拠点地域間の連携が生まれ、相乗効果による活性化が期待できます。

このため、地域拠点地区において、地域づくりの考え方や地域の将来像を盛り込んだ地域振興計画を定めて、地域の特性を生かしたまちづくりを地域住民の手で進めていきます。

## 第5章 施策の大綱

### 第1節 基本目標及び重点目標の設定

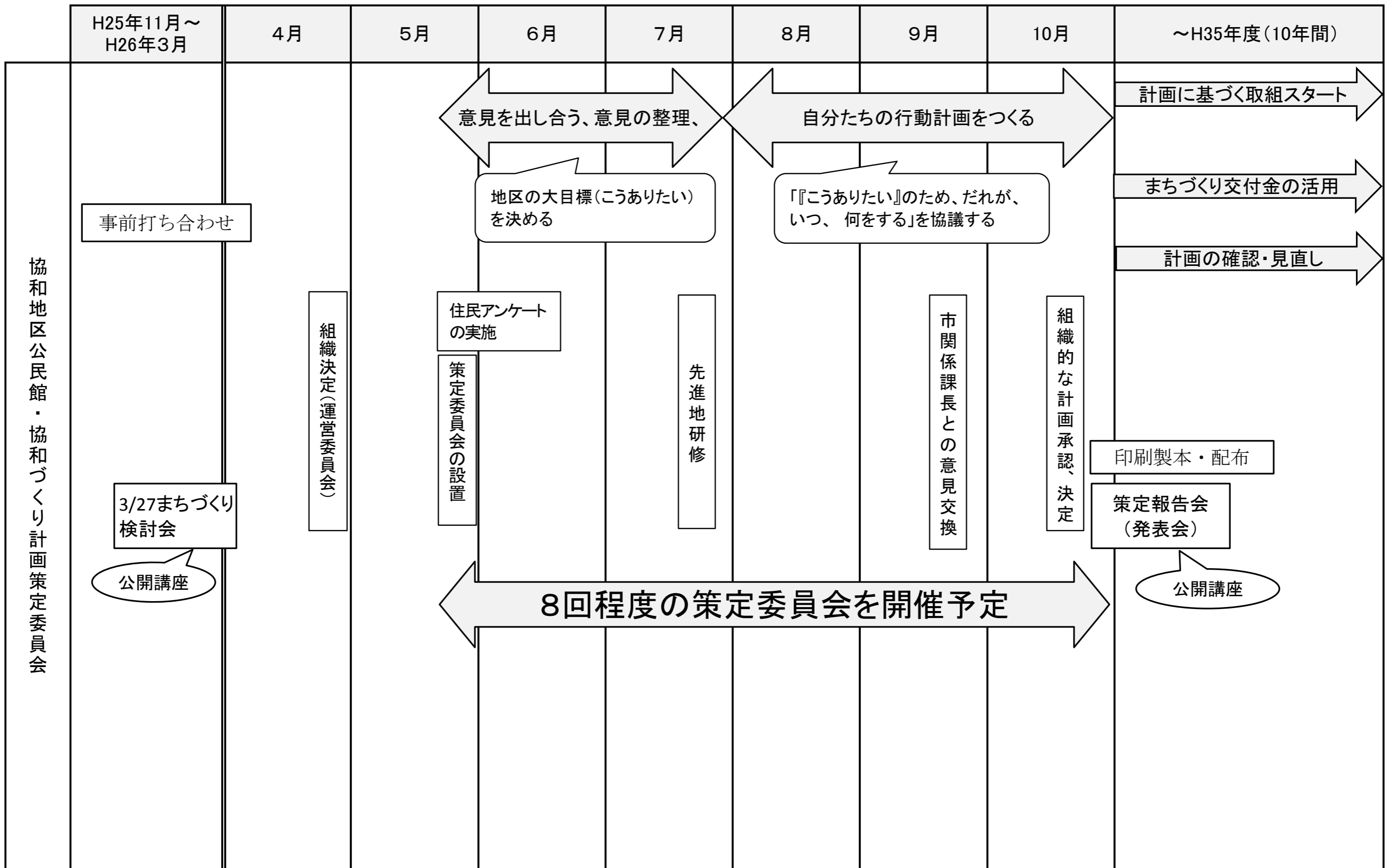
まちづくりの基本理念に基づき、施策の大綱を次のように定めます。



### 第2節 施策の大綱の推進について

基本目標や重点目標は、それぞれ密接な関係があります。これらの目標を効果的に実現していくための仕組みをつくり、推進していく必要があります。

協和づくり計画 策定スケジュール (案)



3/27まちづくり  
検討会

公開講座

印刷製本・配布

策定報告会  
(発表会)

公開講座

### (3) 策定経過

日付	名称	人数	内容
H25. 3. 20	まちづくり検討会	42名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島大学小栗准教授より計画づくりの講演を受ける</li> <li>・先行地区より助言を受ける</li> </ul>
H25. 4. 12	松ヶ崎地区公民館運営委員会	19名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画づくりの組織的な了承を得る</li> <li>・規程、アンケート実施について承認</li> </ul>
H25. 5. 28	第1回策定委員会	25名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の取り組みスタート</li> <li>・アンケート集計結果報告、意見交換</li> </ul>
H25. 6. 11	第2回策定委員会	25名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麓と辺田に分かれての意見交換</li> <li>・大目標の協議</li> </ul>
H25. 6. 27	第3回策定委員会	22名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松ヶ崎地区の大目標の決定</li> <li>・行動計画づくり</li> </ul>
H25. 7. 17	第4回策定委員会	19名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南九州市颯娃町のNPO法人「颯娃おこそ会」への研修視察</li> </ul>
H25. 7. 31	第5回策定委員会	22名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修視察報告</li> <li>・行動計画づくり</li> </ul>
H25. 8. 19	第6回策定委員会	22名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅たるみず館長講話</li> <li>・行動計画の確認</li> <li>・市へ要望する項目の整理</li> </ul>
H25. 9. 17	第7回策定委員会	41名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市関係課長が同席し、市への要望に関する意見交換</li> </ul>
H25. 10. 22	第8回策定委員会	23名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書の仕上げ作業</li> <li>・計画書原案の承認・決定</li> </ul>
H25. 11. 27	報告会(鹿児島大学公開講座)	36名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書完成報告</li> </ul>

#### (4) 松ヶ崎づくり計画策定委員会の様子



夜間の開催にも関わらず、大勢の委員が出席しました。

表からあふれるほど多くの意見が提案されました。



今後取り組んでいく行動計画について、真剣な協議が行われました。



南九州市のNPO法人顔娃おこそ会のまちおこしの取組を研修視察しました。  
 (取組の概要)  
 ・番所鼻公園の活性化  
 ・釜蓋神社(写真)の集客事業  
 ・大野岳の整備と茶農家による組織「茶寿会」の連携  
 ・拠点間を繋ぐ一体的なまちおこし

# 協和地区 まちづくり検討会

(鹿児島大学公開講座)

好きな協和を引き出そう



3/27 (木)

19:00~21:00  
協和地区公民館

ぜひご参加  
ください!

地区ごとのいろいろな取組がはじまっています



大野でも!

水之上でも!



新城でも!

## 主な内容

### ■ 鹿児島大学

小栗有子准教授の講演

「好きな協和を引き出そう」



### ■ 平成25年度にまちづくりに取り組んだ 柘原地区公民館の紹介



## お問い合わせ

垂水市役所企画課地域政策係

担当: 西川(さいかわ)、永山 32-1143

(事務連絡)

平成23年3月14日

大野地区公民館運営委員 各位

大野地区公民館長  
垂水市企画課長

### 「大野づくり計画」報告会開催のお知らせ

いつも「大野づくり計画」にご参加くださりましてありがとうございます。

おかげさまで、昨年度から取り組んできました「大野づくり計画」は、ひとつの計画書として形になりました。

そこで、地区内のみなさんを対象に、これからの計画の活用方法や、さらに充実した「大野づくり」を図っていくため、鹿児島大学の小栗准教授をお招きして以下の日程で報告会を開催します。

これまで同様、運営委員に限らず、となり近所お誘い合わせのうえ、ご参加くださいますようお願い申し上げます。なお、垂桜振興会の方々におかれましては、大野地区公民館までバス送迎もしますので、ご利用ください（垂桜公民館18：40発）。

記

日時：平成23年3月25日（金）19：00～21：00

場所：大野地区公民館

内容：1 講演（45分）

「大野づくり計画」の、これまでとこれから

講師：鹿児島大学 小栗有子准教授

2 意見交換・質疑応答（1時間15分）

※ご参加の方は、計画書の冊子、

「大野で生きる 大野に生きる～大野づくり計画～」  
をご持参ください。3月17日（木）以降に大野地区  
全戸に一冊ずつ配布します。



※運営委員さんにつきましては、出欠について事前に把握したいので、3月23日（水）までに、事務局へご連絡ください。

※ ご質問やご意見等がございましたら、お問い合わせ先へご連絡ください。

お問い合わせ先／事務局  
垂水市役所企画課 地域政策係  
担当者：西川（さいかわ）  
代表電話：32-1111（内線245）  
直通電話：32-1143 ファックス：32-6625

## 垂水市まちづくり交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、垂水市公民館の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第25号）第2条に規定する地区公民館（大野地区公民館別館を除く。以下「地区公民館」という。）が策定する地域振興計画又は策定した地域振興計画に基づく事業に対し、予算の範囲内において、垂水市まちづくり交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、市民と行政による実践的地域活性化の推進を図り、もって将来のまちづくりに資することを目的とする。

(交付対象事業者)

第2条 交付金の交付の対象となる事業を行う者（以下「交付対象事業者」という。）は、地区公民館とする。

(交付金の種類等)

第3条 交付金の種類、対象経費、交付率及び交付金額は別表第1のとおりとする。

- 2 交付金の交付金額は、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で減額することができる。
- 3 事業の実施によって収入が見込まれる場合は、交付対象経費から当該収入に100分の90を乗じた額を控除した額を交付金の対象額とする。

(交付金の対象外の事業)

第4条 交付金の交付の対象としない事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 国、他の地方公共団体若しくは公益法人等の補助金又は本市の他の補助金の交付を受けることができる事業
- (2) 事業の効果が特定の個人等に帰属する事業
- (3) 専ら営利を目的とし、公益性を欠く事業
- (4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (5) 事業の主たる効果が市外で生じる事業
- (6) 前各号に掲げる事業のほか、交付することが適当でないと認められる事業

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付申請は、垂水市まちづくり交付金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）によるものとし、別表第2の区分ごとに必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請にあつては、事業が複数年度にわたるものは、毎年度

申請書を提出しなければならない。

(交付金交付決定通知)

第6条 交付金の交付の決定を行った場合は、垂水市まちづくり交付金交付決定通知書(別記第2号様式)により、交付対象事業者に通知するものとする。

(交付事業の内容等の変更)

第7条 交付事業の内容、交付金の対象額その他の申請に係る事項を変更しようとするときは、垂水市まちづくり交付金事業計画変更申請書(別記第3号様式)によるものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 収支変更予算書(別記第4号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する変更申請に基づき変更の決定を行った場合は、垂水市まちづくり交付金変更交付決定通知書(別記第5号様式)により通知する。

(事業の交付金交付決定前着手)

第7条の2 交付金の交付を受けようとする交付対象事業者が、やむを得ない事情により交付金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、垂水市まちづくり交付金事業事前着手承認申請書(別記第6号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、垂水市まちづくり交付金事業事前着手承認通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付金の事業実績の報告は、垂水市まちづくり交付金事業実績報告書(別記第8号様式)によるものとし、収支精算書(別記第4号様式)のほか、別表第2の交付金の区分ごとに掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定の通知)

第9条 交付金の額の確定の通知は、垂水市まちづくり交付金交付確定通知書(別記第9号様式)による。

(交付金の交付請求等)

第10条 交付金の交付請求は、垂水市まちづくり交付金交付請求書(別記第10号様式)による。

2 交付金の概算払を受けようとする交付対象事業者は、交付決定額の範囲内で概算払を受けることができるものとし、概算払の申請は、垂水市まちづくり交付金概算払申請書(別記第11号様式)によるものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 9 月 29 日から施行する。
- 2 大野地区公民館については、地域振興計画の見直し年度において、第 3 条の規定による地域振興計画策定交付金の交付対象とする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 20 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

交付金の種類	対象経費	交付率	交付金額
地域振興計画策定交付金	交付対象事業者による現地調査の実施、地区探検マップの作成、研修の開催及び住民アンケートの実施など、地域振興計画の策定に要する経費又は策定後の発表会の経費で、市長が適当と認めるもの	10/10	200 千円以内
地域振興計画事業交付金（ソフト事業）	地域振興計画書に掲げられている事業のうち、ソフト事業の実施に関する経費で、市長が適当と認めるもの （対象にならない事業） 1 地区の行事等として既に定着しているもの 2 当該交付事業として交付を受けた同一事業で 3 年以上経過したもの	10/10	300 千円以内
地域振興計画事業交付金（ハード事業）	地域振興計画書に掲げられている事業のうち、ハード事業の実施に関する経費で、市長が適当と認めるもの	9/10	700 千円以内

別表第2（第5条、第8条関係）

交付金の種類	申請書の添付書類	実績報告書の添付書類
地域振興計画 策定交付金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域振興計画策定までの事業計画書</li> <li>2 収支予算書</li> <li>3 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域振興計画書</li> <li>2 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
地域振興計画 事業交付金（ソフト事業）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域振興計画書に掲げられた事業（該当する部分の写しで可）</li> <li>2 事業計画書</li> <li>3 収支予算書</li> <li>4 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施報告書及び活動の写真等</li> <li>2 事業実績書</li> <li>3 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
地域振興計画 事業交付金（ハード事業）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域振興計画書に掲げられた事業（該当する部分の写しで可）</li> <li>2 事業計画書</li> <li>3 収支予算書</li> <li>4 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施報告書及び活動の写真等</li> <li>2 事業実績書</li> <li>3 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>